

平成24年第2回（2月）
農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成24年2月10日(木)
開会10時00分 閉会10時40分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 14名

欠席委員数 1名

出席委員の氏名

是木 輝義	賀部 正直
瀬口 勝美	豊田 和義
和才 直俊	石丸 茂信
岡 万寿夫	
土屋 豊一	恒成 一治
守口 正典	若山 清敏
高原 孝幸	是木 則幸
奥家 信弘	

欠席委員の氏名 矢頭 道雄

4. 付議事項

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
1件

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について
1件

議案第6号 吉富町農用地利用集積計画の変更について
1件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について
1件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 榎 秀治

事務局職員 和才 薫

6. 会議の概要

事務局 委員の皆さんおはようございます
皆様には何かとお忙しい中、ご出席頂きましてありがとうございます。
本日は矢頭委員が都合により欠席との連絡をいただいておりますので
14名での開催となります。それでは、開会に先立ちまして是木会長
よりご挨拶をお願いいたします。

- 会 長 委員のみなさんおはようございます
寒い日がつづいておりますが、農業委員会総会のご案内をしたところ、お忙しい中ご出席いただきまして誠に有難うございます。
それでは、ただいまから平成24年第2回総会を開催いたします。最初に本日の議事録署名人として若山委員と是木則幸委員のお二人を指名いたします。それでは「議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について」事務局説明を願います。
- 事務局 「議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。1ページをご覧ください
本件は、農地の所有権の移転に係る農地法第3条の規定による許可申請であります。
(資料内容朗読説明)
本議案について、5ページに添付しています農地法第3条第2号各号の不許可要件をご覧ください。
申請内容は何れも該当しないことから、許可と判断されます。
以上で事務局からの説明は終わります。
- 会 長 それでは地元委員の石丸委員より補足等、現地の説明がございましたらお願いします。
- 石丸委員 事務局から詳しく説明があったとおりでありますが、つけ加えるとすれば、本来は農振をはずして駐車場とか庭とかにしたくて除外申請をしたんですが、それが通らず畑として購入することになったようです。
- 会 長 それでは他の委員さんより何か質疑はございますか。
- 土屋委員 土屋区でもこういう立地条件のよいところで農振除外が出来ない案件が想定されますが、除外できない大きな理由や方針があるんでしょうか
- 事務局 現在、農振の除外をする時は県農林事務所へ意見照会を行いますが、その時に県は農振の除外要件と更に後の転用が可能かどうかを合わせて審査しており、結果として「転用の許可の下りる見込みのないところは除外も困難」との見解のようです。今回のところも当初5条転用を想定しての除外申請でしたが、以前お話したようにうちの農業委員会の農地の集団性による農地の種別と県の考える種別、具体的には県はこの地区は10ha以上ある1種農地でよほどの住宅地の連続性がないと原則転用不可と区分しています。町は10ha未満で2種農地としており見解に食い違いがあり、町はよくても県の許可は下りないとの状況でした。
- 会 長 元々そうあるべきだったんだと思いますが、数年前までは案外条件が緩い時代がありました。現在は優良農地を守ることに重点が置かれており、政府の色々な施策を考えているようでなかなか転用が難しい傾向であります。他に質疑はありませんか。
- 各委員 質疑なし

会 長 　　では、議案第 4 号に関しましては承認することと決めます。
次に、「議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」
を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　「議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説
明します。6 ページからをご覧ください。農地法第 5 条の申請による
農地を宅地に転用し親子にて使用貸借権を設定する申請です。

（資料内容朗読説明）

農地区分については、申請地の所在する農地集団は 10 ha 未満で
宅地化の状況が著しい区域に近接しているとの判断から、申請地は第
2 種要件の農地と思われます。

会 長 　　それでは、地元委員の豊田委員に現地の状況などの説明お願いしま
す。

豊田委員 　　この畑は、終戦後から作ったことも無ければ鋤いたことも無い畑で
あり、地元としてはかえって家を建てた方が雑草が生えずにいいと
思っています。

会 長 　　ありがとうございます。皆様方より議案第 5 号について何か質疑
はございますか。

各委員 　　質疑なしの声あり

会 長 　　ごさいませんようでしたら、議案第 5 号については承認すること
にご異議はござせんか。

各委員 　　異議なしの声あり

会 長 　　では、議案第 5 号に関しましては承認することと決めます。
次に、「議案第 6 号 吉富町農用地利用集積計画の変更について」を
上程いたしますが、本案件については豊田委員さん本人に関連する案
件が含まれてございますので、委員会法 24 条議事参与の制限規定に
より当該事案の審議開始から終了までは恐れ入りますが退室をお願い
します。

（豊田委員退室）

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　「議案第 6 号 吉富町農用地利用集積計画の変更について」をご説
明いたします。

吉富町農用地利用集積計画の変更の承認について、5 条申請に向け
ての除外申請が提出されたので承認を求めるものです。

13 ページをお開きください。

（資料内容朗読説明）

当地は 3 方向を住宅地に囲まれた農地であり、農地区分については、
申請地の所在する農地集団は 10 ha 未満で宅地化の状況が著しい区
域に近接しているとの判断から、申請地は第 2 種要件の農地と思われ
ます。また、申請理由が農業機械の大型化に対応するため農地の入口
として 4 m を確保するための隣接住宅地との交換のための除外でもあ
りますのでその辺を考慮のうえご審議ください。

会 長 　　事務局から説明がありましたが、この件について皆様方より何か質

疑ご意見はございますか。

高原委員 当地は現在耕作放棄地というわけではないのですか
事務局 所有者は遠方の方ですが、現在は地元の農業者が耕作している状況です。

高原委員 入口を4m確保するということは将来家が建つ可能性があるということですね。また、その時はこの地区は5条転用も可能な地区になるのでしょうか。

事務局 申請者が将来どうされるかは解りませんが、この広い田に1軒家を建てるとというのが通るかどうかはわかりませんが、その時の案件内容によると思いますが。

会 長 あくまでも本申請は農地を作りやすくするための進入路確保とこのことですので、その辺でご審議願います

会 長 他に何か質疑はございますか。

若山委員 隣接するTさんの土地ですが、既に転用許可を得ているとのことですが、現状畑のままのようですが、宅地として利用する計画があるのでしょうか。畑であるならわざわざ除外して交換しなくても良いんじゃないでしょうか。

事務局 転用計画では、写真内の畑の一段上に貸家が1軒建っていますが、それと現状畑は同じ筆でして一団としての転用計画だったようです。申請者の話しでは、今回の交換では、交換する用地と同じ転用済みの条件で欲しいとのT氏の意向からだとのことでした。

瀬口委員 その転用当時は家が建っているところと畑を分筆しなくてもよかったですでしょうか。

事務局 おそらくその時は一筆全部で転用申請が出され許可が下りたんだと思われま。ただ、現地は今も一筆で現況は宅地と畑の2分割となっているようです。

恒成委員 今回手に入れる入口部は里道も含んで4mのようだが、町道となるのか。

事務局 いえ、あくまでも私有地と里道とがあるとの扱いです。

高原委員 申請者の土地は里道と私有地を含んで4mの入口があれば将来建築の許可は下りるのか。

事務局 4mの内3m程度はその人の土地でありますので、公道に2mは敷地が接するので通常なら1軒は建築確認は下りるのではないかと思います。

若山委員 今回は、要するに交換する除外申請の農地をTさんがどう利用するかが問題になるのではよ。

会 長 落ち着くところはそこだと思います。今のところはT氏が具体的にどう利用するか意志表示をされていないようですので、現状本委員会が考えることは、申請者が農業をしやすくするためにこの入口が必要であるということしか考えようがない。

事務局 推測ですが、今回の交換条件としてT氏は現状はまだ畑ですが、転用済みで宅地化が可能な用地のため、今回いただく土地も宅地化が可

能な土地としていただきたいとの事からと思われます。

若山委員 除外する場合は何年以内に宅地化しないといけないとかの条件はあるのか。

事務局 転用時には計画の中で竣工予定年月の記載があるのである程度の縛りはありますが、除外申請ははっきりわかりません。

会 長 過去を見ると除外後そのままの所もあるようですし、罰則がないし、仮にあったとしても計画では2年後の予定だったが家庭の事情や資金の事情で延びていますなどの逃げ口上も想定されます。

それでは、将来の計画は白紙のようでございますが、農業をしやすくするためにこの入口が必要であるということで良いのでしょうか。

事務局 今後、本委員会の意見のほか、県や土地改良区やJAなどの意見も集約して農振の会議にて検討されることになっていきますので、今ご審議いただいているのは農業委員会としての1意見となります。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 ございませんようでしたら、議案第6号の農用地区域からの除外については言い回しが難しいですが「まとまった集落に隣接しており農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地として除外について支障なし」との意見書を町に提出することといたしますが、ご異議はございませんか。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 それでは豊田委員さんに入室をお願いします。

(豊田委員入室着席)

次に報告事項として「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 「農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項ですが、この案件は永小作権解除の報告でございます。

(資料内容朗読報告)

会 長 この件に関しましては、報告事項ということですが、皆様方よりなにか質疑はございますか。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 それでは、その他として事務局から何かありますか

事務局 はい、20ページを願います。先月の総会時の5条申請で排水経路について審議いただいた案件で、申請者に確認し隣接農地に影響ないように単独で配管し排水放流するならば前向きな意見書とするとの条件がついていた件で、総会后直ぐに確認したところ、添付の図面が提出され隣接農地に迷惑をかけないようにするとのことでしたので、会長と事務局に一任いただいておりますとおりの、会長に確認の上、添付図面を差替え前向きの意見書を県へ提出いたしましたので報告します。

会 長 前回の皆様の大体のご意見が単独での配管が望ましいとのことでしたので、申請者の方も配慮いただいたというこのようでございます。その他何かございますか？

特になければ次回総会の日程ですが、事務局お願いします
事務局 次回の委員会の日程ですが、定例日の10日が休日ですので、3月の総会は3月9日（金）午前10時から行いたいと思います。皆さんの都合はいかがでしょうか。

各委員 異議なし
会 長 それでは、これをもちまして委員会を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。

10時40分 閉会